

令和元年度 土壤環境研修 実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

土壤環境行政においては、土壤の汚染状況の把握や汚染の除去等の措置を着実に実施することにより、人の健康被害を確実に防止することが重要である。

このため、本研修は、国及び地方公共団体等において土壤汚染対策に関する業務を担当している職員を対象として、土壤汚染対策法等の法制度の習熟や、調査・措置に係る専門的知識の習得及び実践的な経験の蓄積を目指すとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期間： 令和元年9月24日（火）から9月27日（金）まで（4日間）

※期間中は全員合宿制となります。

(2) 会場： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3 TEL04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

100名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において、土壤及び地下水環境保全に関する業務を担当している職員

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び下記7による「行政事例」を添えて、**令和元年8月16日（金）までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 行政事例等の作成

所属長は、研修を受けようとする者に別紙「行政事例等の作成について」に基づき行政事例を必ず作成させた上、推薦書に添えて送付すること。

8. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

9. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

10. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

*次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL <http://net1.env.go.jp>）に掲載していますので御参照ください。

◎「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しています。）

◎「実施要綱」、「略歴書」及び「行政事例」様式

教科目	時間
I 土壤環境行政を巡る課題と対策に当たっての基本的な考え方を理解する。	
1 土壤環境行政の現状と課題 我が国の土壤環境行政が直面する課題とその解決に向けた基本的な考え方及び土壤汚染対策法についての理解を深める。	1.0
2 改正土壤汚染対策法 平成31年4月に全面施行された改正土壤汚染対策法の内容について理解するとともに、汚染土壤に関するリスク管理の考え方について理解を深める。	2.0
3 土壤汚染対応事例 過去の対応事例を通じて、土壤汚染対策法における地方公共団体の役割及び実務を理解する。	1.5
II 土壤の汚染状況の把握や汚染の除去等の措置を理解する。	
4 土壤汚染状況調査 土壤汚染状況調査の規定について習熟するとともに、調査に係る留意事項等の法の運用に当たって必要な知識を習得する。	1.5
5 模擬審査①（調査報告書の審査） 調査報告書の模擬的な審査を行い、実践的な経験を蓄積するとともに、審査のポイントを体得する。	3.5
6 汚染の除去等の措置 汚染の除去等の措置の規定について習熟するとともに、措置に係る留意事項等の法の運用に当たって必要な知識を習得する。	1.5
7 模擬審査②（措置計画書の審査） 措置計画書の模擬的な審査を行い、実践的な経験を蓄積するとともに、審査のポイントを体得する。	3.5
III 知識の定着と問題解決能力の向上を図る。	
8 行政事例研究 土壤汚染対策における様々な問題について、研修生間で討議を行い、問題解決の方向を探ることを通じて、相互の啓発、交流を図り、今後の業務遂行に資する。	7.0
10 その他(開・閉講式、オリエンテーション等)	1.0
計	22.5

注) 都合により一部変更になることがあります。

※開講式は10時00分から行います。9時30分までに入所してください。

※最終日の閉講式終了時刻は13時15分頃を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。